

令和6年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案2件を提出予定です。

番号	条例案の概要
1	<p>長野県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案</p> <p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p>(令和6年12月2日から施行)</p> <p>国民健康保険室 026-235-7090 (TEL) E-mail: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>現行の健康保険証等が廃止され、個人番号カード利用を基本とする仕組みに移行することに伴い、難病に係る医療費の支給等に関する事務について、現行の健康保険証等の利用に代えて個人番号で保険資格情報を確認できるよう、個人番号を利用する県の独自事務として追加します。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>保健・疾病対策課 026-235-7150 (TEL) E-mail: hoken-shippei@pref.nagano.lg.jp 感染症対策課 026-235-7148 (TEL) E-mail: kansen@pref.nagano.lg.jp</p>